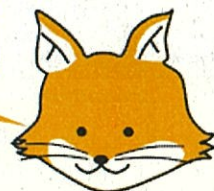


法務局からのお知らせです



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## 相続土地国庫帰属 制度の創設

令和5年4月27日施行  
(裏面①へ→)

あなたと家族をつなぐ

# 相続登記

～相続登記・遺産分割を進めましょう～

## 相続登記の申請の 義務化

令和6年4月1日施行  
(裏面②へ→)

### 相続登記って何ですか？

土地や建物の所有者(登記名義人)が亡くなられたことによって、その土地や建物を相続した方が、登記の名義を自分に変更する手続が「**相続登記**」(相続を原因とする所有権移転登記)です。

→ 裏面も御覧ください

仙 台 法 務 局

登記手続案内(予約制)

予約受付: 平日午前8時30分から午後5時15分

予約電話 022-225-5767

宮 城 県 司 法 書 士 会

無料面接相談(予約制)

月・水・金曜日(祝日を除く)

予約電話 022-263-6755(午前9時から午後5時)

## 相続登記がさまざまなトラブルを防止します！

### 相続人間の問題

相続登記をしないと・・・

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

### 所有者不明土地(※)の問題

相続登記をしないと・・・

- 公共事業が進まない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる
- 空き家の管理・利活用ができない

#### ※所有者不明土地

相続登記がされないこと等により、①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地、のことをいいます。

そこで、不動産に関するルールが大きく変わります。  
令和5年4月から段階的に施行されます！

### ①土地を手放す制度の創設

## 相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日施行）

☆どんな制度なの？

所有者不明土地の発生予防の観点から、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局です。)の承認により、**土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度**が新たに創設されました。

☆誰でも申請できるの？

基本的に、**相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、申請可能です。

☆どんな土地でも引き取ってくれるの？

建物、工作物、車両等がある土地や境界が明らかでない土地など、**通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外**となります(要件の詳細については、今後、政省令で定められる予定です。)

### ②不動産登記制度の見直し

## 相続登記の申請の義務化（令和6年4月1日施行）

#### ① 基本的なルール

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

#### ② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

詳しくはこちらを御覧ください。



なくそう、  
所有者不明土地！



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」



あなたと家族をつなぐ相続登記  
～相続登記・遺産分割を進めましょう～